

そろそろ準備しておきたい 2024 年度所得の確定申告資料（4）

～確定申告でしか還付されない所得（税額）控除～

神戸市職員信用組合 生活設計相談員
（一社）FP 税務・社会保険制度研究会理事
1 級 FP 技能士・一級建築士 小澤昭彦

確定申告の「医療費控除」について、細かなところまで理解されている方は少ないと思います。

今回は、「医療費控除」ので見落としがちな「出産時」と「歯の治療」の控除について勉強してみましょう。

No.1124 医療費控除の対象となる出産費用の具体例

[令和 6 年 4 月 1 日現在法令等]

●対象税目…所得税

【概要】

自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

【具体例】

出産に伴う一般的な費用が医療費控除の対象となるかの判断については、次のとおりです。

- (1) 妊娠と診断されてからの定期検診や検査などの費用、また、通院費用は医療費控除の対象になります。

(注) 通院費用については領収書のないものが多いのですが、家計簿などに記録するなどして実際

にかかった費用について明確に説明できるようにしておいてください。

- (2) 出産で入院する際に、電車、バスなどの通常の交通手段によることが困難なため、タクシー
—
を利用した場合、そのタクシー代は医療費控除の対象となります。

(注) 実家で出産するために実家に帰省する交通費は医療費控除の対象にはなりません。

- (3) 入院に際し、寝巻きや洗面具など身の回り品を購入した費用は医療費控除の対象になりま

せ
ん。

(4) 病院に対して支払う入院中の食事代は、入院費用の一部として支払われるものですので、一般的には医療費控除の対象になります。しかし、他から出前を取ったり外食したりしたものは、控除の対象にはなりません。

※注意事項

・健康保険組合や共済組合などから出産育児一時金や家族出産育児一時金または、出産費や配偶者出産費などが支給されますので、その金額は医療費控除の額を計算する際に医療費から差し引かなければなりません。

・出産の前後の一定期間勤務できないことに基因して、健康保険法等の規定により給付される出産手当金は、医療費を補てんする性格のものではありませんので、医療費控除の計算上差し引く必要はありません。

根拠法令等

所法 73、所令 207、所基通 73-3、73-7～9

No.1128 医療費控除の対象となる歯の治療費の具体例

[令和 6 年 4 月 1 日現在法令等]

●対象税目…所得税

【概要】

歯科医師による診療または治療の対価で、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額は、医療費控除の対象となる医療費に該当します。

【歯の治療に伴う一般的な費用が医療費控除の対象となるかの判断】

(1) 歯の治療については、保険のきかないいわゆる自由診療によるものや、高価な材料を使用す

出る場合などがあり治療代がかなり高額になることがあります。このような場合、一般的に支出される水準を著しく超えると認められる特殊なものは医療費控除の対象になりません。現在、

金やポーセレンは歯の治療材料として一般的に使用されているといえますから、これらを使った治療の対価は、医療費控除の対象になります。

(2) 発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするために行う不正咬合の歯列矯正のように、

歯列矯正を受ける人の年齢や矯正の目的などからみて歯列矯正が必要と認められる場合の費用は、医療費控除の対象になります。しかし、同じ歯列矯正でも、容ぼうを美化するための費用は、医療費控除の対象になりません。

(3) 治療のための通院費も医療費控除の対象になります。小さいお子さんの通院に付添が必要

なときは、付添人の交通費も通院費に含まれます。通院費は、診察券などで通院した日を確

認できるようにしておくとともに金額も記録しておくようにしてください。通院費として認

められるのは、交通機関などを利用したときの人的役務の提供の対価として支出されるものをい

い、したがって、自家用車で通院したときのガソリン代や駐車場代等といったものは、医療費控除の対象になりません。

【歯の治療費を歯科ローンやクレジットにより支払う場合】

歯科ローンは、患者が支払うべき治療費を信販会社が立替払をして、その立替分を患者が分割

で信販会社に返済していくものです。したがって、信販会社が立替払をした金額は、**その患者の**

その立替払をした年（歯科ローン契約が成立した時）の医療費控除の対象になります。なお、歯科ローンを利用した場合には、患者の手もとに歯科医の領収書がない場合があると考えられま

すが、この場合には、医療費控除を受けるときの支出を証明する書類として、歯科ローンの契約

書や信販会社の領収書を保存してください。

(注) 歯科ローンに係る金利および手数料相当分は医療費控除の対象になりません。

※注意事項

(1) 治療中に年が変わるときは、それぞれの年に支払った医療費の額が、各年分の医療費控除

の

対象となります。

(2) 生命保険契約、損害保険契約または健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金

(入院給付金、出産育児一時金、高額療養費など)がある場合には、その給付の目的となつた

医療費の額を限度として、支払った医療費の額から差し引く必要があります。

根拠法令等

所法 73、所令 207、所基通 73-3~4、73-8

